

社会福祉法人諏訪福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人諏訪福祉会の役員等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事、評議委員、評議員選任解任委員をいう。

(役員の出席報酬等)

第3条 役員が議会等に出席した時は次により報酬を支払うことができる。

	報酬（日額）
出席報酬等	10,000円

(役員の勤務報酬等)

第4条 役員が理事会及び評議員会等以外の日において、法人及び施設の運営の為の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払う事ができる。

(監事の会計監査報酬等)

第5条 監事が会計監査を理事会及び評議員会等以外の日において、法人会計監査業務を行つた場合は、別表2により報酬を支払う事ができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用する事ができる。

(通勤手当)

第7条 役員等には、その通勤の実態に応じ、施設の職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(役員報酬の支給)

第8条 役員報酬は、議会等の出席日を含め10日以内に現金又は銀行振込にて支給する。

<附 則>

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	備 考
理事及び評議員、監事、評議員選任解任委員業務報酬等(日額)	10,000 円	職員との兼務がない場合

別表2

名 称	報 酬	備 考
監事会計監査 業務報酬等(日額)	50,000 円	職員との兼務がない場合